



寒冷の候、貴社の皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしでしょうか。

本年も変わらぬご愛顧のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

今回は、特定建設業許可とは？必要なケースや取得要件、一般建設業許可との違いを解説します。

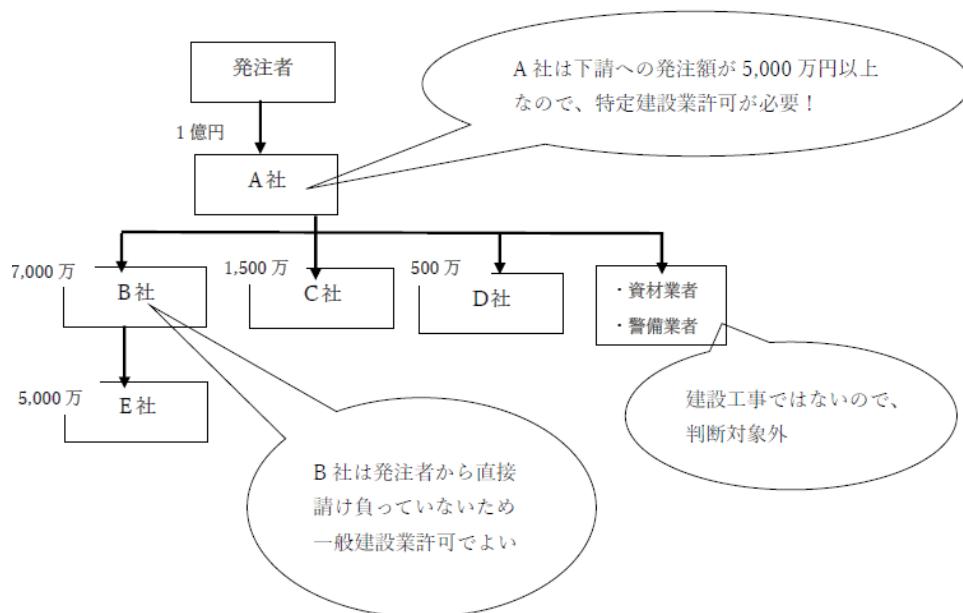
### ■一般建設業許可と特定建設業許可の違いは何か？？

#### ・特定建設業許可が必要な場合：

発注者から直接請け負い、その1件の建設工事につき、下請に出す代金の総額が税込5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の下請契約を締結する建設業です。

#### ・一般建設業許可が必要な場合：

発注者から直接請け負った1件の建設工事につき下請に出す代金の総額が税込5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となる場合、又は下請の立場でのみ営業しようとする場合



#### ★ポイント

「元請業者として工事を請負った場合」の  
「下請会社に出来る金額の大小」によって  
特定許可か一般許可かが決まります。

### 〈注意！！〉

- ・発注者から請け負う額に制限はありません。  
→必要な許可が、「特定」であるか「一般」であるかは、下請契約の総額によって決まります。
- ・受注する工事の規模の大小は関係ありません。  
→比較的大きい工事を元請として受注した場合でも、その全部を元請にて自社施工するか、下請発注額が5,000万円未満であれば、一般建設業許可で足ります。
- ・「特定建設業の許可が必要」になるのは、元請業者に対してのみです。  
→一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

### ■一般と特定で許可を取るときの条件に違いはあるのか？

#### 【建設業許可の要件】

1. 経営業務の管理責任者がいること
2. 特定営業所技術者がいること
3. 不正または不誠実な行為をするおそれがないこと
4. 適切な社会保険に加入していること
5. 請負契約を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用を有していること
6. 次格要件に該当しないこと

一般建設業許可との違いが生じるのは、この6つの要件のうち「2」と「5」です。以下で詳しく解説します。

## 〔1〕「2.特定営業所技術者がいること」について

### ・一般建設業許可の営業所技術者とは？

- ①許可を受けようとする建設業に関し、高校所定の学科卒業後5年以上、  
または大学(高等専門学校を含む)所定の学科卒業後3年以上の実務経験を有する者。
- ②許可を受けようとする建設業に関し、10年以上の実務経験を有する者
- ③許可を受けようとする建設業に関する所定の資格を有する者（有資格者）

### ・特定建設業許可の営業所技術者とは？

- ①許可を受けようとする建設業の種類に応じた国家資格試験の合格者、または国土交通大臣が定めた免許を受けた者
- ②許可を受けたい建設業に関わる建設工事で、元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者（★指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計又は施工全般について、工事現場主任者又は工事現場監督のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験という意味です。）
- ③国土交通大臣が、上記と同等以上の能力を有すると認定した者

※指定建設業（指定7業種）といって土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業については、さらに厳しくなり、①または③のいずれかを満たしたものでなければ特定建設業許可の取得はできません。

## 〔2〕「5.財産的基礎又は金銭的信用を有していること」について

一般建設業許可での財産要件は、以下の3つのうちいずれかの要件を満たしていれば許可を取得することができます。一方、特定建設業許可は、一般建設業許可よりも厳格で以下の3つの要件をすべて満たさなければなりません。これらの要件は、基本的に許可申請を行う直前の決算の内容で判断されます。

また、特定建設業許可においては、新規許可時だけではなく、5年ごとの更新時にも確認されます。仮に、更新時に財産的基礎の要件を1つでも欠いていれば、特定建設業許可の更新ができないため注意が必要です。

項目	一般建設業	特定建設業
財務要件	①自己資本が500万円以上であること ②500万円以上の資金調達能力があること ③許可申請直前の5年間、許可を受けて継続して営業していること	①欠損の額が資本金の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金が2,000万円以上であり、かつ自己資本が4,000万円以上であること

### ■特定建設業許可を取得せずに工事を請け負った場合、どうなる？

無許可（一般建設業の許可で特定建設業の工事を受注する場合も含む）で建設工事を行うと建設業法違反となり、最大3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科される可能性があります。さらに、違反行為を行った個人だけでなく、法人に対しても1億円以下の罰金が科されます。また営業停止命令を受ける場合もあるため注意してください。

特定建設業許可は財務要件などが一般許可より厳格なため、計画的に資本強化・要件確認を進めたうえで切り替えましょう。許可要件を満たしているかどうかの確認やこれを満たすために必要な対応などについては当事務所でサポート致しますので、お気軽にご相談ください。

\*\*\*\*\*  
行政書士こうべ元町事務所 行政書士 光森 司  
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目3番8号  
TEL:(078) 332-3911 FAX:(078) 332-3914  
E-mail:kobe-m.office@x3.gmobb.jp